

第二十五號 自主的小作組合法要綱に

關する件

昭和五年度全國大會は自主的小作組合法につき左の要綱を採用し、基礎案を執行部に一任することを決議す。

小作組合法要綱

(1) 構成

1、農業者、小作、自作兼小作及び組合の認めたる者

2、法人格を認めたるかみは田たたぐみん

3、届出未達に認めたる

(2) 目的

1、小作耕作の維持改善を図る

2、組合員の生活向上、農業生産の増進に必要な事務を行ふ

(3) 基本

1、團體經營の確立

2、回賃地耕種の整理

3、肥料及び機具の共同購入並びに機械の共用使用

4、耕作生産の共同販賣

(4) 審議会を廻するための規定

1、審議会は組合員の加入者に於て最も多く出席する組合員の三分の一以上で構成される

2、審議会は定期的に行なわれる

3、審議会は定期的に行なわれる

4、審議会は定期的に行なわれる

5、審議会は定期的に行なわれる

6、審議会は定期的に行なわれる

7、審議会は定期的に行なわれる

8、審議会は定期的に行なわれる

9、審議会は定期的に行なわれる

10、審議会は定期的に行なわれる

11、審議会は定期的に行なわれる

12、審議会は定期的に行なわれる

13、審議会は定期的に行なわれる

14、審議会は定期的に行なわれる

15、審議会は定期的に行なわれる

16、審議会は定期的に行なわれる

17、審議会は定期的に行なわれる

18、審議会は定期的に行なわれる

19、審議会は定期的に行なわれる

20、審議会は定期的に行なわれる

21、審議会は定期的に行なわれる

22、審議会は定期的に行なわれる

23、審議会は定期的に行なわれる

24、審議会は定期的に行なわれる

25、審議会は定期的に行なわれる

26、審議会は定期的に行なわれる

27、審議会は定期的に行なわれる

28、審議会は定期的に行なわれる

29、審議会は定期的に行なわれる

30、審議会は定期的に行なわれる

31、審議会は定期的に行なわれる

32、審議会は定期的に行なわれる

33、審議会は定期的に行なわれる

主 文

昭和五年度全國大會は第農業會の議決せる左記小作法案を黨の最小基礎案として採用すると共にこれが實現のためあらゆる闘争を組織することを決議す。

一、小作法案(農業會議案中「小作法案」全文)

1、小作法案

2、小作法案

3、小作法案

4、小作法案

5、小作法案

6、小作法案

7、小作法案

8、小作法案

9、小作法案

10、小作法案

11、小作法案

12、小作法案

13、小作法案

14、小作法案

15、小作法案

16、小作法案

17、小作法案

18、小作法案

19、小作法案

20、小作法案

21、小作法案

22、小作法案

23、小作法案

24、小作法案

25、小作法案

26、小作法案

27、小作法案

28、小作法案

29、小作法案

30、小作法案